



(公印刷込)
令和5年10月11日

認知症ネットワーク構成団体 御中

沼田市認知症にやさしい地域づくり
ネットワーク運営協議会
会長 田中志



沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク 命の宝さがし（模擬捜索訓練）の実施について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では認知症にやさしい地域づくりに取り組み、多彩な関係機関と団体の協力によるネットワークを構築し、支援を必要とする高齢者等の所在不明事案における対応を進めておりますが、安心・安全のまちづくりの推進と、住民へのネットワークの理解促進を図るため別紙要項のとおり命の宝さがし（模擬捜索訓練）を実施することになりました。

つきましては、大変ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、実施にあたりまして種々ご指導を賜りたくご案内申し上げます。

記

- 1 期 日 令和5年11月13日（月）9：40～11：30（2・3時間目）
- 2 実施校 沼田市立沼田北小学校（対象 5年生）
- 3 実施内容 別紙要項のとおり
- 4 その他 駐車場は北小学校駐車場（ヤマダデンキ横）またはジェルスイミングクラブ沼田駐車場をご利用ください。

- ・ 2時間目（9時40分～）は認知症講話と接し方の説明
- ・ 3時間目（10時30分前後）から訓練開始なります

参加される構成団体の皆さんにも、訓練見学だけでなく、田中会長を講師として、認知症高齢者の対応を体験していただく予定です。
参加いただける機関・事業所のみ、参加報告書を事務局までお送りください。

本事業へのお問い合わせ先
沼田市認知症にやさしい地域づくり
ネットワーク運営協議会事務局
(沼田市社会福祉協議会 地域協働係)
TEL 25-3267

沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク 命の宝さがし（模擬捜索訓練）概要

日 時 令和5年11月13日（月）事前学習会 9:40～10:25
訓練開始 10:35～11:30

場 所 沼田市立沼田北小学校区内

想 定 沼田北小学校区内の高齢者世帯の方（中度の認知症）が外出した後、家に戻らず、不安を感じた家族が自宅付近を探したが見つからず、沼田警察署に捜索依頼を行う。沼田警察署から発信された認知症にやさしい地域づくりネットワークのファックスを手がかりに沼田北小学校の児童及び教諭が捜索対応

不 明 者 80歳代の方（認知症役5名）
中度の認知症で普段着で所在不明、過去の外出歴はあり、名前を答えることはできる。

参 加 者 沼田北小学校5年生36名
沼田小学校教諭及び保護者ボランティア（引率者）

事前学習会 講師は内田病院理事長であり本ネットワーク運営協議会長である
田中 志子氏

実施方法 認知症役5名を沼田北小学校敷地内及び学校周辺5箇所に配置し、児童は5班に分かれ捜索を開始。児童が捜索依頼と身なりが一致する高齢者と遭遇した場合の反応及び発見情報を引率者に通報するまでの一連の流れを検証する。

報告を受けた引率者は認知症役（捜索対象者）に話かけて本人確認を行う。この際、認知症高齢者に対する基本的な接し方を実践、併せて沼田警察署に通報する演技を行い、引率者及び児童には実例に沿った対応を学んでいただく。各班2名の認知症役を発見後、全体のふりかえりを行い、訓練終了となる。

1人目の行方不明は沼田北小学校敷地内に配置、2人目は校外に配置し、一連の対応方法を実践いただく。

その他の 構成団体の方につきましては、1回目の捜索では各班数名ずつ振り分けて児童の訓練の様子を見学いただきます。2回目の捜索では、田中志子会長を講師に、構成団体の皆さんにも認知症対応を体験いただきます。

沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク事務局 行
送信先 FAX 0278-25-3268 (沼田市社会福祉協議会内)

令和5年度沼田市認知症にやさしい地域づくり
ネットワーク運営協議会命の宝さがし(模擬捜索訓練)

参 加 報 告 書

機関名・事業所名

名 前	役 職

◆11月6日(月)までにご報告をお願い致します◆

今回から、負担軽減も兼ねて参加いただける機関・事業所のみの返送としております。
申込み枠は複数参加の可能性に対応したものであり、参加人数に指定はありません。

沼田市認知症にやさしい地域づくり
ネットワーク命の宝さがし
(模擬捜索訓練)

第16回

とき 令和5年11月13日（月） 9：40～11：30

ところ 沼田市立沼田北小学校

主催 沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営協議会

協力 沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク構成団体

**令和5年度(第16回) 沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク
命の宝さがし(模擬捜索訓練) 要項**

1. 目的 現在、国内における認知症患者は600万人以上おり、2025年には700万人を突破すると言われ、増加の一途をたどっています。利根沼田地域でも本ネットワークを通して、令和4年度は7件の捜索依頼が発信されている他、地域住民や事業所に保護されるケースが増加しております。
- 沼田市では、平成17年5月から近隣住民の見守り活動を目的に、市内関係機関や団体(福祉関係のみならず他業種他機関)が参画し、認知症にやさしい地域づくりネットワークを構築しております。本ネットワークでは、事業の広報啓発及び認知症の理解促進を目的とし、毎年度市内小学校にご協力いただき、命の宝さがし(模擬捜索訓練)を実施。実践を通して、行方不明となった認知症高齢者の対応方法を具体的に学ぶ機会としております。
2. 主催 沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営協議会
3. 協力 沼田市立沼田北小学校、沼田北小学校関係者、沼田警察署、沼田市在宅介護支援センター運営協議会、沼田市社会福祉協議会、沼田市介護高齢課、沼田市包括支援センター、その他ネットワーク構成団体・個人ほか
4. 参加者 北小学校5年生(36名)
5. 日時 令和5年11月13日(月) 認知症に関する事前学習 9時40分～
命の宝さがし(捜索訓練) 10時30分～
6. 実施方法
- ①訓練に向けて事前学習会を実施。
講師は内田病院理事長であり本会運営協議会長である田中 志子氏ほか
 - ②命の宝さがし(模擬捜索訓練)
沼田北小学校敷地内及び小学校付近に5人の認知症役を配置。捜索を実施。児童が発見した場合、引率者に報告。引率者は、認知症役の対応を行う。
対応後は田中 志子氏をはじめ、同行する係員から評価と解説を行う。児童に対する訓練の目的は、認知症高齢者や不審者、事件事故を含め、地域の異変に気づいた場合は、家族や学校関係者等の大人に伝える事の啓発。大人に対しては、接し方から通報までの内容を実践から理解してもらうというもの。
7. その他 協力団体(FAX送信先) 126カ所 個人協力者(メール登録数) 486件
沼田市社会福祉協議会公式ラインアカウント 174件 ※令和5年9月末時点

(公印刷込)
令和5年10月11日

認知症ネットワーク構成団体 御中

認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営協議会
会長 田中志子



認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業運営規程の改正について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素より本事業にご指導・ご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

認知症にやさしい地域づくりネットワークは、関係機関及び関係団体の参画とご協力を賜り、多くの構成団体から行方不明高齢者等の捜索情報についてご提供いただき、要保護者の早期発見に至りましたことは沼田警察署のご尽力はもとより、構成団体関係者の皆様のお陰とあらためて感謝申し上げます。

さて、令和5年6月14日(水)に開催いたしました沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク総会において、議案「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営規程改正」については改正見送りとなりました。

つきましては、いただいたご意見をもとに規程案を修正し、本会会長と調整いたしましたので、別紙のとおり改正とさせていただきます。

ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、ご査収いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
沼田市社会福祉協議会 地域協働係
沼田市東原新町1801-72
25-3267 (担当 立木)

認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業運営規程の改正について
令和5年度総会において提案させていただいた運営規程改正に関して、総会でいただいたご意見をもとに修正し、本会会長との調整のうえ、次のように改正いたします。

総会提案内容修正後	総会提案内容
<p>(目的)</p> <p>第1条 高齢者や支援を必要とする地域住民に対し、市内の関係機関及び関係者がお互いに連携し合い、事件・事故の未然防止、災害発生時の住民同士の相互扶助を図るため、沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)広報・啓発に関すること。 (2)日常時の高齢者等の見守り活動、 (3)低学年児童等の事件・事故の未然防止のための見守り活動に関すること。 (4)災害発生時の住民への支援に関すること。 (5)前各号に掲げるもののほか、必要な支援活動に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第3条 運営協議会の委員は、在宅介護支援センター運営協議会の体表者、民生委員児童委員の代表者、在宅介護支援センター法人代表者、群馬県利根沼田保健福祉事務所の代表者、沼田市福祉事務所長、沼田市社会福祉協議会の代表者、その他地域の高齢者保健福祉推進のために必要と認められる者のうちから、会長が委嘱する。</p> <p>2 運営協議会に、会長及び副会長3名を置き、委員の互選によつてこれを定める。</p> <p>2 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第5条 運営協議会に顧問を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 顧問は、会長が委嘱する。 3 顧問は、運営協議会の業務について意見を具申する。 4 顧問の任期は、委員の任期に準ずる。 <p>(会議)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業を効果的に推進するため設置する運営協議会に關し、必要な事項を定めるものとする</p> <p>(運営協議会の構成)</p> <p>第2条 運営協議会は、別表に掲げる者で構成する。</p> <p>(運営協議会委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員の再任は、妨げない。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 運営協議会に、会長及び副会長3名を置き、委員の互選によつてこれを定める。</p> <p>2 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第5条 運営協議会に顧問を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 顧問は、会長が委嘱する。 3 顧問は、運営協議会の業務について意見を具申する。 4 顧問の任期は、委員の任期に準ずる。 <p>(会議)</p>

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(職務)

第5条 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 運営協議会に顧問を置く。

2 顧問は会長が委嘱する。

3 顧問は、運営協議会の業務について意見を具申する。

4 顧問の任期は、委員の任期に準ずる。

5 顧問の再任は、妨げない。

(会議)

第7条 運営協議会は、会長が召集し、その議長となる。

2 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)役員の選任

(2)事業計画案及び予算案

(3)規程の改廃

(4)その他会長が必要と認めた事項

3 会長は、事業報告及び決算報告を運営協議会に報告する。

4 会長は、必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求めることができること。

(経費)

第8条 第2条に掲げる事業の経費は、沼田市からの委託料をもって充てる。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は社会福祉法人沼田市社会福祉協議会において行なわれる。

第6条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

て処理する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。